
令和8年 第2回（定例）由布市議会会議録（第6日）

令和8年6月26日（金曜日）

議事日程（第6号）

令和8年6月26日 午前10時00分開議

- 日程第1 請願の取下げの件について
- 日程第2 請願・陳情について
- 日程第3 議案第45号 財産の取得について
- 日程第4 議案第46号 工事請負契約の締結について
- 日程第5 議案第47号 工事請負契約の締結について
- 日程第6 議案第48号 由布市税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第49号 由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 日程第8 議案第50号 由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第9 議案第51号 由布市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第10 議案第52号 由布市立学校施設等の管理に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第53号 令和8年度由布市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第54号 令和8年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第55号 令和8年度由布市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第56号 令和8年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 発議第1号 由布市における水源保全のための土葬規制条例の制定について
- 日程第16 発議第2号 由布市公衆衛生審議会設置条例の制定について
- 日程第17 決算特別委員会の設置

追加日程

- 日程第1 発議第4号 地方財政の充実・強化に関する意見書
- 日程第2 発議第5号 ゆたかな学びの実現と教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書
- 日程第3 発議第6号 2026年度大分県最低賃金の改正等に関する意見書
- 日程第4 閉会中の継続審査・調査申出書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 請願の取下げの件について
- 日程第2 請願・陳情について
- 日程第3 議案第45号 財産の取得について
- 日程第4 議案第46号 工事請負契約の締結について
- 日程第5 議案第47号 工事請負契約の締結について
- 日程第6 議案第48号 由布市税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第49号 由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等
の一部改正について
- 日程第8 議案第50号 由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例の一部改正について
- 日程第9 議案第51号 由布市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について
- 日程第10 議案第52号 由布市立学校施設等の管理に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第53号 令和8年度由布市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第54号 令和8年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第55号 令和8年度由布市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第56号 令和8年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 発議第1号 由布市における水源保全のための土葬規制条例の制定について
- 日程第16 発議第2号 由布市公衆衛生審議会設置条例の制定について
- 日程第17 決算特別委員会の設置

追加日程

- 日程第1 発議第4号 地方財政の充実・強化に関する意見書
- 日程第2 発議第5号 ゆたかな学びの実現と教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度
の堅持を求める意見書
- 日程第3 発議第6号 2026年度大分県最低賃金の改正等に関する意見書
- 日程第4 閉会中の継続審査・調査申出書

出席議員（18名）

- | | |
|------------|------------|
| 1 番 渡辺 彬君 | 2 番 津田 貴之君 |
| 3 番 生野 友子君 | 4 番 小山 和義君 |

5番	高田 龍也君	6番	坂本 光広君
7番	吉村 益則君	8番	田中 廣幸君
9番	加藤 裕三君	10番	加藤 幸雄君
11番	鷲野 弘一君	12番	甲斐 裕一君
13番	長谷川建策君	14番	佐藤 郁夫君
15番	渕野けさ子君	16番	佐藤 人已君
17番	平松恵美男君	18番	佐藤 孝昭君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	安部 正徳君	書記	中島 進君
書記	福水 雅彦君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	相馬 尊重君	副市長	古長 誠之君
教育長	橋本 洋一君	総務課長	佐藤 重喜君
財政課長	伊藤 学君		
総合政策課長兼地方創生推進室長		米津 康広君	
会計管理者	田代 由理君	建設課長	衛藤 武君
商工観光課長	小俣 功君		
福祉事務所長兼福祉課長		吉野眞由美君	
挾間振興局長兼地域振興課長		井原 和裕君	
庄内振興局長兼地域振興課長		佐藤 雄三君	
湯布院振興局長兼地域振興課長		一野 英実君	
教育次長兼教育総務課長		大塚 守君	
消防長	赤木 知人君		

午前10時00分開議

○議長（佐藤 孝昭君） 皆さん、おはようございます。

今期定例会も本日が最終日でございます。議員及び執行部各位には、連日委員会審査等でお疲れのことと存じますが、最後までよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は１８名全員です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、タブレット掲載の議事日程第６号により行います。

○議長（佐藤 孝昭君） まず、日程第１、請願の取下げの件についてを議題といたします。

請願受理番号１、請願書、市道編入に関する請願については、産業建設常任委員会に付託をしていましたが、タブレットに掲載されているとおり、請願者から本請願を取り下げる旨の申出がございました。

ここで、産業建設常任委員長に審査の経過について、報告を求めます。

産業建設常任委員長、高田龍也議員。

○産業建設常任委員長（高田 龍也君） おはようございます。産業建設常任委員長高田龍也です。請願の取下げについて御報告いたします。

令和８年６月１日提出されました請願受理番号１、請願書、市道編入に関する請願についてですが、タブレットに記載されているとおり、令和８年６月１８日付で請願者より請願取下申出書が提出されております。諸般の事情により今回取り下げるということで審査を中止いたしました。

以上のことを、御報告いたします。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております請願受理番号１の請願の取下げの件については、請願者からの申出のとおりこれを承認することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 異議なしと認めます。よって、請願受理番号１の請願の取下げの件については、これを承認することに決定いたしました。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、日程第２、請願・陳情についてを議題といたします。

本定例会において、各常任委員会に付託した請願３件及び陳情１件並びに継続審査となっていました請願１件について、各常任委員長の審査の経過と結果の報告を求めます。

まず、総務常任委員長、吉村益則議員。

○総務常任委員長（吉村 益則君） おはようございます。それでは、請願審査報告書を読み上げさせていただきます。

本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条第1項の規定により報告いたします。

日時、令和8年6月22日月曜日、請願審査とまとめを行いました。

場所は、本庁舎新館3階、第1委員会室です。

出席者は、記載のとおりです。

書記については、議会事務局で行っていただきました。

受理番号3、件名、請願書「地方財政の充実・強化に関する意見書」。

委員会の意見。

本請願は、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、地域活性化、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、地方公共団体の役割が多岐にわたる中で、地方財政の安定的な確立を国に求める意見書の提出を要望するものである。

委員会では、請願の趣旨及び地方財政の現状や課題について聞き取りを行い、その内容を確認した上で、慎重に審査を行った。

慎重審査の結果、全員一致で採択すべきと決定した。

審査結果、採択すべきと決定いたしました。

続きまして、陳情審査報告をいたします。

本委員会に付託の陳情は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条第1項の規定により報告いたします。

日時、令和8年6月22日月曜日、審査及びまとめを行いました。

場所は、本庁舎新館3階、第1委員会室です。

出席者、記載のとおりです。

担当課は、総合政策課。

書記は、議会事務局にて行いました。

受理番号3、件名「ユーバスを予約制送迎の『ユータク』に（将来イメージの実現）」に関する陳情書。

委員会の意見。

本陳情は、現在のユーバス運行体制におけるデマンド型交通への転換や、新たな作業部会の設置など、よりよい交通手段を求めるものである。

委員会では、記述が多岐にわたり要点が鮮明ではないとの指摘はあったものの、まずは高齢者等の移動手段の確保を求める陳情の願意について理解はできるとした上で、担当課から聞き取りを行ったところ、市においては既に「由布市地域公共交通計画」（令和6年3月策定）等に基づき、需要の低い路線を中心としたデマンド運行への見直しを順次進めていることが確認された。

また、由布市市民交通対策検討委員会の開催や、市民からの相談にも随時応じていることなど、既に市民の意見やニーズを交通政策に反映させる体制は整っており、今回提案のあった新たな作業部会の設置も必要がなく、今後も地域の実情に応じた政策の実行や継続的な改善につなげていく方針であることも確認された。

委員会としては、現在の市の運行計画及び検討体制は、持続可能な交通網を維持するため合理的な手順を踏んでいるものと判断いたしました。

慎重審査の結果、全員一致で不採択すべきと決定しました。

審査の結果、不採択すべきと決定。

以上、御報告させていただきます。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、教育民生常任委員長、田中廣幸議員。

○教育民生常任委員長（田中 廣幸君） 皆様、おはようございます。教育民生常任委員長の田中廣幸です。

本委員会に付託された請願について審査報告を行います。

教育民生常任委員長、田中廣幸。

請願審査報告書。

本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条第1項の規定により報告します。

日時、令和8年6月22日月曜、審査、まとめ。

場所は、本庁舎新館3階、第2委員会室です。

出席者は、委員全員です。

書記は、議会事務局。

請願。受領番号2、受理年月日、令和8年6月1日。件名、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願。

本請願は、学校現場の環境改善、教育の機会均等と水準の維持向上、少人数学級の推進を国に要請するものである。

委員会として、教育環境改善のためには、義務教育費国庫負担制度の堅持及び教職員定数の改善、少人数学級の推進などは必要不可欠であるとの認識が示された。その上で、地域の実情を十分考慮し、格差の無いよう機会均等を図るためにも、国に対して強く要望していくべきとの意見が出た。

慎重審査の結果、全員一致で採択すべきと決定した。

審査結果、採択すべきと決定。

以上、報告いたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、産業建設常任委員長、高田龍也議員。

○産業建設常任委員長（高田 龍也君） 産業建設常任委員会委員長、高田龍也です。

請願審査報告書。

本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条第1項の規定により報告いたします。

日時、令和8年6月22日、請願審査、まとめ。

場所、本庁舎新館3階、第3委員会室。

出席者は、記載のとおりです。

書記は、議会事務局です。

受理番号7、件名、「有害鳥獣捕獲報奨金の増額」に関する請願書。

本請願は、現在、有害鳥獣捕獲に支払われている報奨金の増額を請願するものである。

委員からは、昨年から執行部より資料の提出を求めていたが、提出がないため審査ができないので、不採択とすべきとの意見が出た。

慎重審査の結果、不採択とすべきと決定。

審査の結果、不採択とすべきと決定。

受理番号4、件名、2026年度大分県最低賃金の改正等に関する意見書の請願。

本請願は、継続的な最低賃金の引上げにより経済の自律的成長を実現し、県内での労働力確保につながる地域間格差の是正を図ること、あわせて中小企業・小規模事業者への影響の検証、各種支援制度の継続と実効ある対策を図ることについて、政府関係機関並びに大分労働局に対し意見書を提出するものである。

委員会では、減税または雇用主に対する補助等の意見を含め、意見書を提出してほしいとの意見が出た。

また、紹介議員から大分県知事も賛同しているとの説明を受けたが、今後の実行計画に対する明確な資料がないため、意見書提出にあたっては事前に資料の提出を求める意見が出た。

慎重審査の結果、採択すべきと決定。

審査の結果、採択すべきと決定。

以上となります。

○議長（佐藤 孝昭君） 以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これより審議に入ります。

なお、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する疑義にとどめることをお願いしておきます。

まず、継続審査となっていました令和7年受付、請願受理番号7、「有害鳥獣捕獲報奨金の増

額」に関する請願書を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより令和7年受付、受理番号7の請願について採決をいたします。

この請願に対する委員長報告は不採択です。よって、原案について採決をいたします。この請願は原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立0名〕

○議長（佐藤 孝昭君） では、今の出席で確認いたします。起立少数です。よって、令和7年受付、受理番号7の請願は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願受理番号2、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） 教育民生常任委員長にお聞きいたします。

請願理由であります「学校現場では貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積みとなっており」とありますが、今回請願されております事項によりまして、請願の主たる理由であります「貧困、いじめ、不登校、教育者の長時間の労働、未配置」等の解決ができるのかとか、そのような質疑があったのかということと、あと提出者のほうからそのような説明があったのかお聞かせください。

○議長（佐藤 孝昭君） 田中委員長。

○教育民生常任委員長（田中 廣幸君） ただいまの高田議員の質問に答えます。

委員会では、貧困の方とかそういうことについては協議いたしていませんが、今後、地域によっては教育の格差というか、放課後の学びについての協議がありまして、そこにうたっているように地域の実績を十分考慮しということで、豊かな学びを今後も国として進めていってほしいという内容であります。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） そうであれば、しっかりとそういうところも意見、話し合いがあったらありがたかったなと思います。それと、請願事項の1、とりわけ高等学校での35人学級を早急に実施するということなんですが、由布市内での小中、高校は由布校がありますけれども、小中の35人学級を実施していないところと、また実施しているところのクラス数であったり、生徒の充実率等が分かれば教えてください。

○議長（佐藤 孝昭君） 田中委員長。

○教育民生常任委員長（田中 廣幸君） 確かに由布市内には大規模校と小規模校がございまして、それぞれ学校の豊かな学びというのも大規模校なりに努力していることと思います。しかしながら、市内の小学校、中学校についての35人学級については協議しておりません。

○議長（佐藤 孝昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） 反対の立場で討論させていただきます。

今委員長にお聞きしたように、常任委員会での審査の中で請願の理由となっている事項と、また請願の事項になっている部分に対して、詳しく審査されていないように思われますので、これは国等に出す前に、我が由布市でしっかりと慎重審査をした上で請願をしたほうがよろしいのかなと思いますので、そういう趣旨で私は反対とさせていただきますと思います。

○議長（佐藤 孝昭君） 賛成者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） これで討論を終わります。

これより受理番号2の請願について採決いたします。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立15名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、受理番号2の請願は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、請願受理番号3、請願書（地方財政の充実・強化に関する意見書）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） 総務常任委員長にお聞きいたします。地方財政の充実・強化に関する意見書なんですけど、具体的に地方財政の充実をするための財源等はどのようなものを考えられているのかということは、提出者のほうからお話があったのか。それをまた含めて、どのようなことで地方財政の充実ができるのかというような協議がされたのかお聞かせください。

○議長（佐藤 孝昭君） 吉村委員長。

○総務常任委員長（吉村 益則君） ご質問のような協議というのはしておりません。ただ、今やはりこういうふうに物価高騰の時代になっておりまして、いろんな面で厳しいところが続いてお

ります。そういった意味の中で、私どもは委員会として国にやはりそういったことの要望をしつかりするべきだというふうに考えております。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（５番 高田 龍也君） そうしましたら、我が由布市としまして財源がいかほど、どのよう
に足りないのか、それとまたどのような分野に対して由布市としては財源を充実していくべき
なのかというような意見が出たか、協議はされたかお聞かせください。

○議長（佐藤 孝昭君） 吉村委員長。

○総務常任委員長（吉村 益則君） そういった協議はしておりません。

○議長（佐藤 孝昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。高田議員。

○議員（５番 高田 龍也君） それでは、反対の立場で討論させていただきます。

我が由布市を主として考えたときに、今聞いた御答弁をいただきましたように、我が由布市の
財源に何が足りない、何を充実しないといけないかというところの議論がなされてないという
ところで、国のほうにのほうずに財源が欲しい、財源が欲しいというのなかなかちょっと考える
ところがありますので、私としましては財源というのは国民、由布市の皆さんの納税によって行
われておりますので、そこをやっぱり踏まえた上ではこのように安易な賛成はできないのかなと
思いますので、反対とさせていただきますと思います。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、原案賛成者討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） これで討論を終わります。

これより受理番号３の請願について採決いたします。この請願に対する委員長報告は採択です。
この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立15名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、受理番号３の請願は委員長報告のとおり採択す
ることに決定いたしました。

次に、請願受理番号４、２０２６年度大分県最低賃金の改正等に関する意見書の請願を議題と
して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。高田議員。

○議員（５番 高田 龍也君） 反対の立場で討論させていただきます。

委員会で審査した中で意見として出ておりますが、この財源がはっきりと明確にされておられません。また、今日賛成多数で提出する場合には、意見書にあたって大分県知事も賛同しているというような意見も出てましたので、そのような明確な資料がないままで、この由布市議会として意見書を提出するのはどうなのかと考えますので、私としては反対の意見を述べさせていただきますと思います。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、原案賛成者、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） これで討論を終わります。

これより受理番号４の請願について採決いたします。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立15名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、受理番号４の請願は委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

次に、陳情受理番号３、「ユーバスを予約制送迎の『ユータク』に（将来イメージの実現）」に関する陳情書を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより受理番号３の陳情について採決いたします。この陳情に対する委員長報告は不採択です。よって、原案について採決いたします。この陳情は原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立０名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立少数です。よって、受理番号３の陳情は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、日程第3、議案第45号、財産の取得についてから日程第14、議案第56号、令和8年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）並びに日程第15、継続審査となっていました発議第1号、由布市における水源保全のための土葬規制条例の制定について及び日程第16、同じく継続審査となっておりました発議第2号、由布市公衆衛生審議会設置条例の制定についてまでの14件を一括議題といたします。

付託しております各議案について、各常任委員長にそれぞれの議案審査に係る経過と結果について、報告を求めます。

まず、総務常任委員長、吉村益則議員。

○総務常任委員長（吉村 益則君） それでは、委員会審査報告をいたします。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告いたします。

日時、令和8年6月22日月曜日、議案審査、まとめを行いました。

場所は、本庁舎新館3階、第1委員会室です。

出席者は、記載のとおりです。

担当課は、記載のとおりです。

書記については、議会事務局にて行いました。

事件の番号、議案第45号、財産の取得について。

経過及び理由。

本議案は、消防本部水槽付消防ポンプ自動車の購入に係る物品購入仮契約を本契約とするにあたり、由布市有財産条例第2条の規定により、議会の議決を求めるもの。

当該購入については、令和8年5月26日に要件設定型一般競争入札が執行され、株式会社消防防災大分本店が、消費税を含む1億208万円で落札し、同年5月27日付で仮契約が締結されたものである。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

議案第46号、工事請負契約の締結について。

経過及び理由。

本議案は、由布川小学校増築工事に係る建設工事請負仮契約を本契約とするにあたり、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるもの。

当該工事については、令和8年5月26日に要件設定型一般競争入札が執行され、大和リース株式会社大分支店が、消費税を含む2億5,960万円で落札し、同年6月1日付で仮契約が締

結されたものである。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

議案第４７号、工事請負契約の締結について。

経過及び理由。

本議案は、石城小学校大規模改造（建築主体）工事に係る建設工事請負仮契約を本契約とするにあたり、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるもの。

当該工事については、令和８年５月２６日に要件設定型一般競争入札が執行され、株式会社熊野建設が、消費税を含む２億８,０１４万１,８４０円で落札し、同年５月２８日付で仮契約が締結されたものである。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

議案第４８号、由布市税条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、令和８年法律第２号地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、個人市民税、固定資産税等についての規定の一部を改正するもの。

主な改正点として、給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書の改正、特定暗号資産等の譲渡所得等に係る特例の新設、並びに固定資産税の免税点を改正するもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

議案第５３号、令和８年度由布市一般会計補正予算（第１号）。

経過及び理由。

本議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１億３,２９６万５,０００円を追加し、予算の総額を２７２億７,３５２万２,０００円とするもの。

当委員会に関連する主な補正内容として、２款１項５目挟間庁舎管理事業８万７,０００円の増額は、し尿及び浄化槽汚泥処理手数料の料金改定に伴うもの。

なお、同改定による増額分の予算が、それぞれの施設の事業費において計上されている。

２款１項９目若者定住住宅推進事業３,３８３万２,０００円の増額については、現在、旧寿楽苑跡地において行われている事業に係る上水道等の工事によるもの。

担当課からは、令和７年度繰越予算で予定していた上水道等の工事を令和８年度予算で実施することで、過疎債を最大限活用するための増額である旨の説明を受けました。同事業については、

人口減少が続く庄内地域においての定住人口増加、地域活性化及び子育て世代の定住・移住支援などを目的としていることに鑑み、委員会から、公募の開始を含めた事業の早期推進を図るよう、意見を付す。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

以上が、総務の審査報告です。よろしくお願いします。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、教育民生常任委員長、田中廣幸議員。

○教育民生常任委員長（田中 廣幸君） 教育民生常任委員長の田中廣幸です。

本委員会に付託された議案について、審査しましたので報告いたします。

教育民生常任委員会委員長、田中廣幸。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告いたします。

日時、令和8年6月22日月曜、議案審査、まとめ。

場所は、本庁舎新館3階、第2委員会室です。

出席者は、委員全員です。

担当課は、記載のとおりです。

書記は、議会事務局です。

まず、事件の番号、議案第49号、件名、由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について。

経過及び理由。

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令、及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令等の施行に伴い、所要の改正を行うもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第50号、件名、由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

経過及び理由、児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令のうち、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第51号、件名、由布市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

経過及び理由、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則による乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第52号、件名、由布市立学校施設等の管理に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。

当塚原自治区公民館の体育館部分について、学校施設である塚原小学校屋内運動場としての供用開始に伴い、所要の改正を行うもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第53号、件名、令和8年度由布市一般会計補正予算（第1号）。

経過及び理由。

当委員会に係る歳入の主なものとして、16款1項1目、区分3生活保護費負担金3,617万7,000円の増額は、保護費の追加給付対応分によるもの。

16款2項2目、区分2の1,613万円及び17款2項2目、区分4の763万1,000円の増額は、どちらも児童福祉費補助金に該当し、子ども子育て支援金の基準額変更に伴うもの。

また歳出の主なものとして、3款2項2目の3,964万9,000円の増額については、区分1から区分5までの委託料並びに負担金、補助及び交付金において、基準額の変更が生じたことによるもの。

3款3項2目扶助費の生活保護費支給事業4,823万6,000円の増額は、最高裁判決に伴う保護費追加給付対応分として、生活扶助基準の見直しに伴う対応であるとの説明を受けた。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第54号、件名、令和8年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）。

経過及び理由、歳入歳出にそれぞれ21万8,000円を増額し、予算総額を43億554万7,000円にするもの。

主な内容は、歳入では第三者行為損害賠償金納付によるもの。

歳出では、歳入に伴う事務委託料として計上するもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

以上、報告いたします。皆様の御審議、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、産業建設常任委員長、高田龍也議員。

○産業建設常任委員長（高田 龍也君） 産業建設常任委員会委員長、高田龍也です。

本委員会に付託されました事件の審査の結果を報告いたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告いたします。

日時、令和8年6月22日、議案審査、まとめ。

場所、本庁舎新館3階、第3委員会室。

出席者、委員全員です。

担当課、記載のとおりです。

書記は、議会事務局です。

事件の番号、発議第1号、由布市における水源保全のための土葬規制条例の制定について。

経過及び理由。

本発議は公衆衛生と水源及び泉源保全の観点から、土葬を適切に規制する必要があるため、条例案を提案するもの。

委員からは、さらに多くの意見を収集するためにも継続審査との意見が出た。

慎重審査の結果、継続審査と決定。

審査の結果、継続審査と決定。

事件の番号、発議第2号、由布市公衆衛生審議会設置条例の制定について。

経過及び理由。

本発議は、墓地等の設置において、専門家による第三者的審査を制度化することで、許可判断の客観性と透明性を高め、地域の安心を確保するため、公衆衛生審議会を設置する条例案を提案するもの。

委員からは、さらに多くの意見を収集するためにも継続審査との意見が出た。

慎重審査の結果、継続審査と決定。

審査の結果、継続審査と決定。

事件の番号、議案第53号、令和8年度由布市一般会計補正予算（第1号）。

経過及び理由。

本補正予算の委員会における主な審査項目として、歳出において、6款1項3目園芸産地整備事業の企業等農業参入推進事業補助金286万4,000円の増額は、他県からの企業参入による増額。

8款2項2目道路整備事業（防衛調整交付金事業）の工事請負費2,850万円の増額は、乙丸線舗装補修工事について、防衛再編交付金は本年度中に完了しなければならないため、当初単独事業で計上していた本路線を交付金対象事業として行うとの説明を受けた。

委員からは、企業の農業参入推進には地元企業の参入も広く求められるような制度設計を求めるとの意見が出た。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第55号、令和8年度由布市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）。

経過及び理由。

本議案は、令和8年度由布市農業集落排水事業会計予算における収益的收入を79万1,000円増額し、総額8,928万2,000円とし、収益的支出を198万円増額し、総額1億481万3,000円とするもの、並びに資本的收入を148万7,000円増額し、総額5,014万1,000円とし、資本的支出を148万7,000円増額し、総額5,014万1,000円とするもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第56号、令和8年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）。

経過及び理由。

本議案は、令和8年度由布市水道事業会計予算における収益的收入を24万円減額し、総額9億2,026万1,000円とし、収益的支出を280万4,000円減額し、総額9億519万2,000円とするもの、並びに資本的收入を368万円増額し総額11億5,309万5,000円とし、資本的支出を457万4,000円増額し、総額15億502万5,000円とするもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

以上、報告となります。慎重審査よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 各委員長の報告が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時ちょうどといたします。

午前10時47分休憩

.....
午前11時00分再開

○議長（佐藤 孝昭君） 再開いたします。

これより議案審議に入りますが、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する疑義にとどめることを再度お願いをしておきます。

まず、日程第3、議案第45号、財産の取得についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第46号、工事請負契約の締結についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第47号、工事請負契約の締結についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第４７号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員１７名中起立１７名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第６、議案第４８号、由布市税条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第４８号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員１７名中起立１７名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第７、議案第４９号、由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第４９号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員１７名中起立１７名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第８、議案第５０号、由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第51号、由布市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第51号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第52号、由布市立学校施設等の管理に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第53号、令和8年度由布市一般会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） 教育民生常任委員長にお聞きいたします。

3款3項2目扶助費の生活保費の件についてです。これは最高裁の判例によりまして、必要最低限の生活を保護するということで生活保護がなっております。ですが、議案質疑の中で鷺野議員の質疑の執行部答弁がありました、年金受給者の7割以上が生活保護費よりも安い金額で生活されているという答弁がありました。その点につきまして、委員会としてどのような質疑がされたのか、また執行部から何らかの話があったのか、もしないのであれば今後教育民生常任委員会として何らかの対策等は審議されていくのか、その点をお聞かせください。

○議長（佐藤 孝昭君） 田中委員長。

○教育民生常任委員長（田中 廣幸君） ただいま年金受給者の方の生活保護費ですが、答弁であっただけで委員会としては協議はしておりません。また、今後そういう内容についてはしっかり委員会としても勉強しながら、それなりの質問もしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（佐藤 孝昭君） ほかに質疑はありませんか。鷺野議員。

○議員（11番 鷺野 弘一君） 今言われたところと同じなんですけれども、先日質疑の中で執行部のほうから約75%が生活保護費より低い年金者だということをお伺いしました。だろうというふうに思っていたんですけれども、今回これの追加は、生活保護を上げるということなんですけれども、それより低い方が多いのになぜという一言がなかったのか、もう一度お尋ねします。

○議長（佐藤 孝昭君） 田中委員長。

○教育民生常任委員長（田中 廣幸君） 答えになるか分かりませんが、今高田議員にも言ったように、それぞれ75%の年金受給者が低いというのも、これからも委員会として調べていきたいと思います。内容については協議はしておりませんので。

○議長（佐藤 孝昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第53号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第54号、令和8年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第54号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第55号、令和8年度由布市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第55号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第56号、令和8年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、継続審査となっておりました発議第1号、由布市における水源保全のため

の土葬規制条例の制定について及び日程第16、同じく継続審査となっておりました発議第2号、由布市公衆衛生審議会設置条例の制定についての2件について、委員長報告は継続審査にすることの申出がありました。本案を委員長の申出のとおり継続審査とすることに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号、発議第2号の2件は継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、日程第17、決算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。令和7年度決算認定の審査及び調査のため、委員会条例第6条の規定により議長及び議会選出の監査委員を除く16名の委員で構成をする決算特別委員会を設置することにいたしたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 異議なしと認めます。よって、16人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置することに決定をいたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長及び議会選出の監査委員を除く16人の委員を指名をいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時13分再開

○議長（佐藤 孝昭君） 再開いたします。

休憩中に、決算特別委員会委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いていますので、御報告いたします。

委員長に平松恵美男議員、副委員長に吉村益則議員、以上のとおり互選された旨、報告がありました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時13分休憩

午前11時13分再開

○議長（佐藤 孝昭君） 再開いたします。

お諮りいたします。ただいま議員発議として、発議3件及び各委員会から閉会中の継続審査・

調査申出書が提出されております。ついては、この４件を日程に追加をし、議事日程第６号の追加として議題にいたしたいと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 異議なしと認めます。よって、この４件は追加日程第１から追加日程第４として議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第１．発議第４号

追加日程第２．発議第５号

追加日程第３．発議第６号

○議長（佐藤 孝昭君） まず、追加日程第１、発議第４号から追加日程第３、発議第６号までの発議３件を一括上程いたします。

初めに、追加日程第１、発議第４号について提出者に提案理由の説明を求めます。７番、吉村益則議員。

○議員（７番 吉村 益則君） それでは、発議第４号として、地方財政の充実・強化に関する意見書を提出させていただきます。

上記の意見書を別紙のとおり、由布市議会会議規則（平成１７年議会規則第１号）第１４条第１項の規定により提出いたします。

提出者・賛同者は、記載のとおりです。

地方財政の充実・強化に関する意見書。

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、ＤＸの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。加えて、多発化する大規模災害への対応も求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しております。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してまいりました。しかし、物価高騰や資材・労務費の上昇による行政コストの増大、さらには慢性的な人員不足を踏まえると、今後も引き続き一般財源総額の確保が求められます。

２０２６年度地方財政計画は、物価高や人件費の増大に対応する内容となっておりますが、２０２７年度政府予算及び地方財政の検討にあたっては、物価高騰や賃金上昇に伴う行政コストの増大を的確に反映し、社会全体で求められている賃上げ基調と相応する人件費の確保をはじめ、一般財源総額のさらなる充実が図られる地方財政を実現するよう、以下の事項を求めます。

１、社会保障の充実、地域活性化、自治体ＤＸ、脱炭素化、物価高騰対策、教育の無償化、防

災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。

2、とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充を図ること。加えて、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。

3、地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

4、政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないように、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。

5、「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置づけること。

6、2027年度の給与改定に備え、十分な給与改定費等を措置すること。

7、会計年度任用職員のさらなる処遇改善のため、十分な財政措置を講じること。

8、自治体業務システムの標準化・共通化については、システム移行によって増額した各種経費について、国の責任において必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の法制化や、マイナンバーカードを基盤とした健康保険証・運転免許証との機能統合、自治体のサイバーセキュリティ対策強化など、自治体DXに伴うシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。

9、地域の活性化に向けて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置づけ、一層の施策充実を図ること。

10、人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。

11、自治体が実施する事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、引き続き、必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣をはじめ各大臣に宛てさせていただきます。

以上、地方財政の充実・強化に関する意見書を発議４号として、提出させていただきます。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、発議第５号について提出者に提案理由の説明を求めます。

田中廣幸議員。

○議員（８番 田中 廣幸君） 発議第５号。以下、文面を読み上げ提出いたします。

ゆたかな学びの実現と教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書。

上記の意見書を別紙のとおり、由布市議会会議規則第１４条第１項の規定により提出します。

令和８年６月２６日。

由布市議会議長、佐藤孝昭殿。

提出者、市議会議員、田中廣幸。賛成者、由布市議会議員、加藤裕三、同じく、佐藤郁夫、同じく、坂本光広、同じく、生野友子、同じく、津田貴之。

提案理由。

義務教育費国庫負担制度の堅持を求めるため。

由布市議会議長、佐藤孝昭。

ゆたかな学びの実現と教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どものゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びを保障し、学校の働き方改革を実現するためには、少人数学級や加配教職員の増員、少数職種の配置増など、教職員定数改善が不可欠である。

給特法等改正を受け、義務標準法が改正され、小学校に続き中学校の学級編制標準は２０２８年度までに３５人に引き下げられます。今後は、高等学校での早期実施ときめ細かい教育活動を進めるためにさらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられました。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記。

１、教育環境改善のために、全ての職種において計画的な教職員定数改善を推進すること。とりわけ、高等学校での３５人学級を早急に実施すること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

3、さらなる少人数学級を推進するとともに、複式学級を解消すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

大分県由布市議会議長、佐藤孝昭。

内閣総理大臣、高市早苗殿。内閣官房長官、木原稔殿、文部科学大臣、松本洋平殿、財務大臣、片山さつき殿、総務大臣、林芳正殿。

以上、意見書を提出します。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、発議第6号について、提出者に提案理由の説明を求めます。

5番、高田龍也議員。

○議員（5番 高田 龍也君） 発議第6号、2026年度大分県最低賃金の改正等に関する意見書。

上記の意見書を別紙のとおり、由布市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

令和8年6月26日。

由布市議会議長、佐藤孝昭殿。

提出者、由布市議会議員、高田龍也。

賛成者、由布市議会議員、平松恵美男。由布市議会議員、長谷川建策、由布市議会議員、加藤幸雄。

提案理由。

大分県最低賃金の改正等を求めるため。

2026年度大分県最低賃金の改正等に関する意見書。

国内経済は、名目賃金が上昇しているものの、原材料やガソリン価格の高騰、円安、異常気象による食料品価格の上昇など、物価高が続く中で実質賃金のマイナスが長期化したことにより勤労者世帯の暮らしは厳しさを増しており、生活向上につながる持続的な賃上げが必要な状況である。2025年度の最低賃金の改定結果は「全国加重平均1,121円」（前年度1,055円）となり、全ての都道府県で1,000円を超えたことにより、「誰もが時間額1,000円」を達成したが、物価上昇に対応し「健康で文化的な生活ができ、労働力を再生産し社会的体裁を保持するために最低限必要な水準」には、さらなる引上げが求められる。

また、最低賃金は都道府県毎に時間額が異なることにより、大都市圏を抱える都道府県と、それ以外の都道府県との「地域間格差」が生じている。このことは、大都市圏に労働力を流出させ、その結果、地方の人口と経済市場規模が縮小し、中小企業・小規模事業者の事業継続と発展に対して、厳しさに拍車をかける一因になっているとも言われている。

一方で、事業主を支援する雇用関係助成制度である「業務改善助成金」や「キャリアアップ助成金」は、申請条件が厳しく支援が最も必要な事業者ほど利用しづらいという課題があり、最低賃金の上昇と物価の上昇に負けない賃上げを持続可能なものとするためには、①申請手続きの大幅な簡素化、②設備投資要件などの撤廃・緩和、③実効性の高い直接的な支援の拡充などが不可欠である。

よって、国及び政府におかれては、大分県内の労働力確保と地域経済の維持・発展に向けて、最低賃金の引上げと、中小企業・小規模事業者支援のさらなる拡充のため、以下の施策を講じるよう強く求める。

記。

1、経済の好循環に向けては「人への投資」が不可欠であることから、継続的な最低賃金の引上げにより経済の自律的成長を実現すること。

2、設定する最低賃金は、総合指数に見合った水準とすることはもちろん、大分県内での労働力確保につながる地域間格差の是正を図ること。

3、最低賃金を引上げる環境を整備するため、中小企業・小規模事業者への影響の検証、各種支援制度の継続と実効ある対策を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

由布市議会議長、佐藤孝昭。

提出先は、衆議院議長、森英介殿、参議院議長、関口昌一殿、内閣総理大臣、高市早苗殿、厚生労働大臣、上野賢一郎殿、大分労働局長、秋山雅紀殿。

以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 以上で、発議3件の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいまの発議3件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略し、全員による審議とすることに決定をいたしました。

それではまず、追加日程第1、発議第4号、地方財政の充実・強化に関する意見書を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） それでは、提出者の方にお聞きいたします。この地方財政の充実・強化とありますが、我が由布市としましては、どれほどの財源が必要であり、今現状では何が充実されていないのか、また由布市としましては何を強化していくべきなのか、それに関わる予算はいかほど必要なのかというところをどのように審議されて、このような意見書が出ている

のか、教えてください。

○議長（佐藤 孝昭君） 吉村議員。

○議員（7番 吉村 益則君） 当委員会としましては、個々の具体的な数字を審査したわけではございません。この意見に対しまして、全体的なイメージとして、今地方自治体がどういうふうな状況にあるのか、それから財政状況がどういうふうにあるのか、そういったことも含めて、市民の生活向上のためには、やはりこういった意見が必要だと、意見書提出が必要だということで判断しております。

○議長（佐藤 孝昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） 反対として討論させていただきます。

具体的な我が由布市を実例に挙げながらも、我々由布市議会議員として、今由布市はどのようにあるか、どのようにしていくべきか、具体的な項目実現指数もない中で、国の方にこのように申請するのはいかがなものかと思しますので、私としては反対意見とさせていただきたいと思います。

○議長（佐藤 孝昭君） 原案賛成者の討論はございませんか。渕野議員。

○議員（15番 渕野けさ子君） 原案賛成の立場で討論させていただきます。

この地方財政の充実・強化に関する意見書についてですが、これは人間がおぎゃあと生まれてから、赤ちゃんから、それからそれこそ人生を全うする高齢化対策、それから長寿を含む生活、全ての生活がこの中の地方財政の中に含まれているものと思います。

税金の中で私たちは、税金も払ってますけど、税金の中でしっかり生活を守られているわけがありますので、これは地方財政をきちんと11項目に分けて、細かく分けて説明があります。そのように、例えば今、国でも減税とか、いろんな政府の法律が変わるたびに、地方財政の要するに財政もちょうんときちんと守ってくれるような対応をしていただきたいというのもありますので、私はこの地方財政の充実、これは絶対に必要なものだというふうに思っておりますので、賛成の立場でいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、原案反対者の討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） これで討論を終わります。

これより、発議第4号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立15名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり、可決されました。

次に、追加日程第2、発議第5号、ゆたかな学びの実現と教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書を議題として質疑を行います。質疑はありますか。高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） 発議第5号の提出者にお聞きいたします。

この意見書の開口一番に、いじめ等の解決等がありますが、今回記されております項目によっていじめが解決される具体的なことを教えていただければありがたいです。また、あと35人学級にすることによって、教員等を確保するというふうにあります。これは全国的にどれくらい確保をして、どれくらいの予算が必要になってくるのか、そのようなところのお話があったのか、その点もお聞かせください。

○議長（佐藤 孝昭君） 田中議員。

○議員（8番 田中 廣幸君） まず、いじめの問題ですが、各学校でひょっとしたら把握しているかもしれませんが、このいじめについてはなかなか陰湿的で、現場としても把握できないところもあります。そういうことをもって、教育職員の増員も含めながら、35人学級にしなければ、そういうところにも目も向くと思うような感じもいたします。

そういうことで、財源については、そういうことは今回先ほど淵野議員が答えたとおりでございます。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） 今、一番最初に、意見書の開口一番に、貧困といじめと二番目に来ております。現状でも、学校のほうでいじめがあるというのであれば、直ちにそれを是正するべきだと思いますし、今現状で先生が足りなくていじめがあるという話であれば、警察を入れてでも、いじめではなく傷害であったり、誹謗中傷等の犯罪行為であるということは、しっかりと教育していくべきです。その対策が必要ではないのかなと思います。

そうなったときに、この記とされています主な3つが、子どもの教育にどのように影響するかということは、どのような話合いがあったのかお聞かせ願えれば助かります。

○議長（佐藤 孝昭君） 田中議員。

○議員（8番 田中 廣幸君） いじめ問題、貧困問題は、大変デリケートな話になります。もしかしたらあるというような答えで、今閉じたわけなんです。今後そういうことでまた学校現場との調整の中で話していきたいのと、あともう一度、あとの質問よろしいでしょうか。いいですか。はい。

○議長（佐藤 孝昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。高田議員。

○議員（５番 高田 龍也君） 反対の立場で討論させていただきます。

意見書の主となる貧困、いじめのところに対して、記として意見を述べているところと、整合性が全く取れていないのかなと思うところがあります。また、貧困、いじめというところに関しては、私も直ちに行うべきだと思っていますので、この意見書を出したところによって貧困、いじめが解消されるのかというところが具体的に説明はされておりませんし、この意見書を出すよりも先に違うことをするべきではないのかなと思いますので、この意見書の実効性を考えますと、これを出さずとも、直ちにいじめ、貧困はするべきだと思いますので、この記するところ、なかなかこれが現実的に解消できないのではないかと思いますので、反対意見とさせていただきます。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、原案賛成者の討論はありますか。加藤議員。

○議員（９番 加藤 裕三君） 賛成の立場で討論させていただきます。

あくまでもこれは義務教育費の堅持を求めています。これまで学校現場でいろんないじめ等だけではなくて、やはり不登校など、学校現場での対応がやはり教職員にのしかかっている状況があります。そうした中で、やはりそういった人員を確保するためにも、国庫補助の３分の１という負担を今後も継続していかないと、そういうところがどんどん削減されていくと、やはり地方財政が厳しい地方では教職員の確保であったり、現場の環境が整備することができません。そのための前段として、全国各地でいろんな問題があろうかと思いますが、この由布市で何があるということではなくて、あくまでもそういった教職員を確保するための請願として、国のほうに要望して、今後ともどこに住んでも同じ教育が受けられるような請願の趣旨であるというふうに思っていますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、反対者の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） これで討論を終わります。

これより、発議第５号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立15名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第3、発議第6号、2026年度大分県最低賃金の改正等に関する意見書を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） それでは、反対の立場で討論させていただきます。

この発議されておりますものに対しましては、財源等が明確に提示されておられません。また、この発議になる前の請願の場合の時点でも、提出者のほうから具体的な資料の提出を求めておりましたが、その提出が現在行われているのか、行われていないのか、賛成者にお聞きしたいところなんです。これは討論なので聞かれませんが、そういうところで資料としてなかなかそろっていないのかなというところと、これは雇用主であつたり企業に対しての補助等がしっかり見えておられませんし、先例であります韓国の実例を挙げた場合には、最低賃金を一気に上げた場合には、失業者数が急に増えたという実例があります。これは労働者の確保等を考えたときには、将来的には経済の低迷を招くものではないのかなと思いますので、私はこの意見書に対しましては、反対として討論をさせていただきます。

○議長（佐藤 孝昭君） 原案賛成者の討論はございませんか。加藤議員。

○議員（9番 加藤 裕三君） 賛成の立場で討論をさせていただきます。

当然、それぞれ地域によっては、そういった企業の対応できるできないは当然だろうかというふうに思っています。ここの趣旨の一番の大きなところは、国に要望する部分は、要するにそういった賃金を上げるために、やはりその企業が必要とするいろんな設備投資であつたり、いろんな会社経営の中での必要な基金を国のほうに要請をして、やはり賃金が上げられるような体制を目指すために、こういった意見書を提出するものと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤 孝昭君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） これで討論を終わります。

これより、発議第6号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立14名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第４．閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、追加日程第４、閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題といたします。

各常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から、会議規則第１１１条の規定により、タブレットに掲載されているとおり、閉会中の継続審査・調査の申出がございます。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定をいたしました。

○議長（佐藤 孝昭君） 以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これで令和８年第２回由布市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前11時48分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員